

令和 7 年度

松江市社会福祉協議会篤志寄付金配分金助成団体募集要項

松江市社会福祉協議会では、香典返し等の寄付金を社会福祉事業の実施や福祉団体の運営の助成に配分しています。今年度は、助成団体を以下のとおり募集します。

I. はじめに

1. 配分対象団体について

配分対象となる福祉団体とは、「松江市内に事務所又は事業所を有し、市内の社会福祉の推進を図る団体」です。

ただし、次の団体は除きます。

「政治団体、宗教団体、営利団体、暴力団、その他篤志寄付金の趣旨に沿わない団体」

2. 団体配分／福祉団体事業配分について

配分金の使用目的によって申請していただく項目が異なります。

A. 主に福祉団体の運営のために配分金を使用する場合・・・・・・・・・・ **団体配分**

B. 福祉団体が市内で行う社会福祉事業のために配分金を使用する場合
・・・・・・・・・・ **福祉団体事業配分**

A. 団体配分と**B. 福祉団体事業配分**では、配分額や申請書類等が異なります。詳しくは次の**II.**以降をご覧ください。

II. A. 団体配分／B. 福祉団体事業配分 共通

1. 配分対象外経費について

次のものは篤志寄付金配分金の対象にはなりません。

- (1) 配食サービス等の材料費
- (2) 遊園地等の入場料
- (3) 人件費（講師謝金等を除く。）
- (4) 食糧費（会議等で出されるお茶、菓子等を含む。）
- (5) 会費等
- (6) 備品購入費

ただし、特別に篤志寄付金配分委員会が認める経費は配分の対象とする。

2. 配分金の減額、取り消しについて

上記「配分対象外経費」及び後述の「広報の義務」については、必ず守ってください。もし守られなかった場合、配分金の減額、または配分を取り消すことがありますので、くれぐれもご注意ください。

3. A. 団体配分とB. 福祉団体事業配分の申請について

A. 団体配分及びB. 福祉団体事業配分双方を申請されること、または、B. 福祉団体事業配分を複数申請されることは可能です。

ただし、申請総額が配分予定額を上回った場合は、原則として、A. 団体配分及びB. 福祉団体事業配分双方を申請した団体から減額します。

4. 配分対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（令和7年度）

5. 申請受付期間

令和7年4月3日（木）～令和7年5月20日（火） 締切厳守

6. 配分金の交付について

提出書類を精査し、篤志寄付金配分委員会の承認を得て配分を決定した後、「配分金決定通知書」をお送りします。配分金を受けられる場合は、通知書送付に併せてご案内する「配分金交付請求書」他関係書類をご提出ください。請求書等の受理後、速やかに配分金を交付します。配分を辞退される場合は、必ず文書でご連絡ください。

7. 実績報告について

翌年度初めに実績報告をしていただきます。

提出時期については、事務局から別途ご案内いたします。

8. 広報の義務について

(1) 次のものには、必ず下記□内の記事を印字してください。

①団体運営に係る資料（広報誌、総会等で会員に配布する冊子等）

当団体（会）は、松江市社会福祉協議会から配分を受けた篤志寄付金（香典返し等寄付金）を財源の一部として運営を行っています。

②事業報告書、団体全体の決算書または収支計算書、総会資料・広報誌、購入した物品の写真（物品シールが貼ってあることがわかるように）を併せてご提出ください。

Ⅲ. A. 団体配分

1. 配分額について

基本配分額は、次のとおりです。

団体区分	基本配分額
①全市的に活動している団体	70,000 円
②作業所・当事者団体	30,000 円

③その他の団体	10,000 円
④特別配分団体	別途ご案内します。

この基本配分額に加算または減額して申請してください。事業内容・収支状況等を勘案して配分額を決定します。

2. 提出書類について

(1) 配分金交付申請時の提出書類

- ①配分金交付申請書「別紙1（団体配分用）」
- ②前年度事業報告書（前年度の活動実績がない場合は提出不要）
- ③前年度事業決算書（前年度の活動実績がない場合は提出不要）
- ④申請年度事業計画書
- ⑤申請年度収支予算書
- ⑥定款又は会則

(2) 実績報告時の提出書類

- ①事業報告書「別紙4（団体配分用）」
- ②収支決算書
- ③前述のⅡ．8．の書類（広報誌、総会等で会員に配布した冊子等）
- ④活動内容が分かる写真（データを別途送付してください。なお、写真データについては、本会の広報素材として使用する場合がありますので、予めご了承ください。）

IV. B. 福祉団体事業配分

1. 配分額について

配分を希望する1事業あたりの配分限度額は、総事業費の4分の3、かつ150,000円です。限度額以上を申請されても配分できませんのでご注意ください。

例：事業総額 200,000 円の場合 ⇒ 配分申請上限額 150,000 円

福祉団体事業配分については、あくまでも配分決定事業に対する配分金です。余剰が出て、他の事業に繰り入れることはできませんのでお気を付けください。

なお、配分金の余剰が出た場合、または配分金が事業総額の4分の3を超えた場合は、その分を返還していただきますのでご承知置きください。

2. こどもの居場所づくり支援事業について

こどもの居場所づくり支援事業の新規立ち上げについては、上記1.の配分額を適用せず、1会場につき5万円を限度に配分するものとします。

令和5年度より、松江市社会福祉協議会において「こども応援プロジェクト」が実施されたことに伴い、2年目以降の配分申請は対象外となりました。2年目以降の助成を希望され

る場合は、下記に問合せください。

【こども応援プロジェクト（参考）】

助成内容

- ① こども食堂・学習支援の場・こどもの居場所の事業を運営する団体（国、県、市町村及び他の民間団体等からの受託による事業は除く）の運営経費
※食材購入費、備品費、消耗品費、会場の光熱費・賃借料、広報費等、事業の実施に直接必要な費用を対象とします。

助成金額

1 団体 上限 50,000 円

- ①事業立ち上げの費用は除きます。
②申請団体数と寄付金総額の状況を勘案し助成金額を変更、または助成しない場合があります。

問合せ先

松江市社会福祉協議会 総務課 経営企画係（担当：中村・熊部）

TEL：0852-21-5773 / FAX：0852-21-5377

3. 提出書類について

（1）配分金交付申請時の提出書類

①配分金交付申請書「別紙2（団体事業配分用）」

*こどもの居場所づくり支援事業を申請される場合は「別紙2-2（こどもの居場所づくり支援事業用）」を使用してください。

②前年度事業報告書（前年度の活動実績がない場合は提出不要）

③前年度事業決算書（前年度の活動実績がない場合は提出不要）

④申請年度事業計画書

⑤申請年度収支予算書

⑥配分を希望する事業単独の事業計画書

⑦配分を希望する事業単独の収支予算書

⑧定款又は会則

（2）実績報告時の提出書類

①事業報告書「別紙5（福祉団体事業配分用）」

*こどもの居場所づくり支援事業を申請される場合は「別紙5-2（こどもの居場所づくり支援事業用）」を使用してください。

②収支決算書

③前述のⅡ． 8． の書類（広報誌、総会等で会員に配布した冊子等）

④活動内容が分かる写真(データを別途送付してください。なお、写真データについては、
本会の広報素材として使用する場合がありますので、予めご了承ください。)

事務局／社会福祉法人 松江市社会福祉協議会 総務課（担当：山本・加茂）

〒690-0852 松江市千鳥町 70 番地

TEL：0852-21-5773 ／ FAX：0852-21-5377

E-mail：yamamoto-s@shakyou-matsue.jp